

受領No. 1652

## ゲノム編集に関する法的ルール確立に向けた基礎的研究 ——チェコにおける法的・倫理的・社会的状況——

代表研究者 三重野雄太郎（佛教大学社会学部公共政策学科 准教授）

### Fundamental Research Toward Establishing Legal Rules for Genome Editing ——Legal, Ethical and Social Situation in the Czech Republic——

Representative Yutaro Mieno (Associate Professor, Bukkyo university Faculty of Sociology Department of Public Policy)

#### 研究概要

本研究では、関連資料の精読や、研究者へのインタビュー調査を行って、チェコにおけるゲノム編集をめぐる議論状況を明らかにする。とりわけ、①ヒト胚のゲノム編集はどのような場合には認められて良いか、②遺伝的異常のある胚を廃棄することにつながる着床前診断（PGD）とそうした胚を治療するゲノム編集を比較し、後者の方が問題が少ないとする見解は妥当か。将来世代への影響などを考慮してもなおそう言えるか、という2つの論点を軸として、これらをめぐる議論状況を調査する。

そして、本研究の成果と、申請者がこれまで取り組んできたドイツにおけるゲノム編集をめぐる議論状況に関する研究の成果を踏まえて、ドイツとチェコの状況を比較・検討し、そこから日本への示唆を導き出す。そして、日本におけるゲノム編集に関する法規制のあり方について、条文の形式にできるくらいに、具体的な内容に踏み込んだ提言を行うことを最終目標とする。

こうした一連の研究により、立法化に向けた今後の議論のたたき台を提供し、議論の進展に大きく貢献できる。また、今後議論を進める必要がある着床前診断やミトコンドリア置換の法規制に関する研究に、ゲノム編集に関する研究の成果を活かすことができる。